

## 飲食店等の出店に際しての連絡事項とお願い

### 1. 食品提供に関する事項

- ・出店に関しての食品衛生法等に係る必要な設備等には、出店者でご用意ください。
- ・会場で飲食物を調理・加工して販売する場合は「臨時営業許可」、無料で提供する場合は「臨時業務開始届」が必要です。各自で手続きをお願いします。様々な事例がありますので詳しくは、伊賀保健所（電話 0595-24-8080）にお問い合わせください。

### 2. アルコール類の提供について

- ・アルコール類は 18 時から提供可能です。それまでに提供された場合は発見時点で出店をお断りいたします。
- ・アルコール類を提供する場合は酒税法等に抵触することがないように販売をお願いします。詳しくは税務署にお問い合わせください。
- ・アルコール類を販売する場合は、未成年者はもちろんのこと運転者ではないことを必ず確認いただき販売を行ってください。アルコール提供に関しての責任は当協議会では負いかねますのでその点をご理解いただき提供をお願いします。

### 3. 防災等

- ・火災発生のおそれのある器具や熱料、電気を熱源とする器具等を使用される出店者は当日消火器をご持参ください。（別紙：「名張市火災予防条例の改正概要」参照）  
消火器をご持参いただけなかった場合は、出店をお断りします。
- ・消防への届け出については、協議会が取りまとめの上行います。

### 4. ゴミの取扱いについて

- ・出店スペース内は汚さないよう使用し、終了後は清掃し原状復帰してください。
- ・会場内にはゴミ箱を設置いたしませんので、ゴミが発生する場合は、出店者が責任を持って回収並びに持ち帰り処分をお願いします。

### 5. その他注意事項

- ・出店に際し団体間や来場者とのトラブル等については、協議会として責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。